

京都市告示第509号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和4年12月1日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市北区上賀茂松本町、上賀茂東後藤町、上賀茂西後藤町、上賀茂東上之段町、上賀茂西上之段町、上賀茂北ノ原町、上賀茂大柳町、大宮北箱ノ井町、西賀茂大深町、西賀茂下庄田町、西賀茂上庄田町、西賀茂水垣町、西賀茂榎ノ木町、西賀茂丸川町、西賀茂坊ノ後町、大宮西山ノ前町、大北山原谷乾町及び紫野西蓮台野町の各一部

京都市左京区上高野上畑町、松ヶ崎雲路町、岩倉南河原町、岩倉花園町、岩倉長谷町、岩倉幡枝町及び岩倉中町の各一部

京都市山科区西野野色町、北花山大林町、四ノ宮芝畑町、小山鎮守町、小山中ノ川町、音羽稲芝、大宅御所田町、大宅坂ノ辻町、小野弓田町、勸修寺御所内町、勸修寺閑林寺、西野山中鳥井町、西野山百々町及び栗栖野狐塚の各一部

京都市南区吉祥院内河原町、吉祥院前田町、吉祥院長田町、吉祥院蒔絵町、吉祥院堤外町、吉祥院嶋野間詰町、上鳥羽仏現寺町、上鳥羽南花名町、上鳥羽町田町、上鳥羽南塔ノ本町、上鳥羽藁田町、上鳥羽岩ノ本町、上鳥羽北岩ノ本町、上鳥羽南岩ノ本町、上鳥羽大溝町、上鳥羽石橋町、上鳥羽卯ノ花町、上鳥羽中河原町、上鳥羽麻ノ本町、上鳥羽奈須野町、上鳥羽八王神町、上鳥羽西浦町、上鳥羽清井町、上鳥羽金仏町、上鳥羽山ノ本町、上鳥羽川端町、上鳥羽塔ノ森東向町、上鳥羽塔ノ森柴東町、久世殿城町、久世大藪町及び久世築山町の各一部

京都市右京区嵯峨野投淵町、西京極畑田町、嵯峨蜻蛉尻町、嵯峨石ヶ坪町、嵯峨広沢池下町、嵯峨広沢西裏町、嵯峨広沢御所ノ内町、嵯峨釈迦堂門前瀬戸川町、嵯峨釈迦堂門前裏柳町、嵯峨鳥居本六反町、嵯峨鳥居本中筋町、嵯峨観空寺明水町及び梅ヶ畑篝町の各一部

京都市西京区上桂今井町、桂畑ケ田町、桂河田町、桂南滝川町、川島野田町、川島権田町、牛ヶ瀬林ノ本町、牛ヶ瀬西柿町、檜原杉原町、御陵内町、山田南山田町及び山田葉室町の各一部

京都市伏見区向島西堤町、桃山町正宗、醍醐西大路町、小栗栖中山田町、小栗栖牛ヶ淵町、深草大亀谷東寺町、深草大亀谷大山町、深草大亀谷東古御香町、深草大亀谷安信町、深草東伊達町、深草真宗院山町、深草瓦町、竹田向代町、竹田向代町川町、竹田内畑町、竹田浄菩提院町、竹田田中宮町、竹田北三ツ杭町、横大路天王前、横大路畔ノ内、横大路菅本、横大路六反畑、横大路下三栖宮ノ後、横大路下三栖東ノ口町、久我御旅町、久我森の宮町、久我西出町、羽束師菱川町、羽束師古川町、羽束師鴨川町、淀樋爪町、淀美豆町及び淀生津町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)